

自動販売機設置事業者募集要領

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 自動販売機設置場所賃貸借（契約期間5年）
- (2) 業務概要 仕様書のとおり
- (3) 発注課 在宅福祉課
- (4) 入札件名 物件番号1 青少年センター
物件番号2 こどもの城1階談話コーナー1
物件番号3 こどもの城1階談話コーナー2
物件番号4 こどもの城1階談話コーナー3
物件番号5 こどもの城2階多目的室南側脇1
物件番号6 こどもの城2階多目的室南側脇2
物件番号7 アッピーランド1階ふれあいラウンジ
物件番号8 アッピーランド1階階段南側奥
物件番号9 アッピーランド1階階段南側手前

※仕様書は別添のとおり

※入札は物件ごとに行う

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 法人税及び法人事業税・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有していること。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格確認申請書受付期間

令和7年7月31日（木）～8月20日（水）午後2時必着

- (2) 資格確認資料の提出内容

資格確認資料は、次のとおり。

ただし、証明書またはその写しは、発行後3箇月以内のものとする。

ア) 履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し（コピー可）

イ) 法人税及び法人事業税・消費税及び地方消費税の納税証明書は滞納がないことを示す書類の写し（コピー可）

ウ) 入札参加資格確認申請書(様式1)

エ) 自動販売機の設置業務について3年以上の実績があることの資料（実績があることを判断できる会社のパンフレット等の資料）

オ) 設置する自動販売機のカatalog

カ) 確約書(様式3)（代表者名で提出すること）

- (3) 提出方法

定められた期日までに到着するよう、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。ただし、郵送が困難な場合等においては持参可とする。

(4) 資格確認通知書の送付

提出期限中、順次受け付け、審査後発送する。

(5) その他

入札参加資格確認申請書及び資格確認資料の作成等に要する費用は、申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札書の提出方法

(1) 入札書の提出方法

入札の提出は、下記のとおり、必要事項を記載した封筒に各書類等を同封して郵送による入札とする。再度提出や期日を過ぎた提出は、失格とする。

【外封筒に入れる書類等】

- ① 入札日に連絡が取れる担当者様の名刺又は氏名・連絡先が分かる書類（１部）
- ② 入札物件名一覧（１部）
- ③ 入札書が入った入札用封筒（入札物件ごとに１通まで）
※一覧と（内封筒）入札用封筒の記載に相違があった場合は、担当者様への確認は行わず、内封筒に記載されている内容を優先する。

【内封筒（入札用封筒）に入れる書類】

入札書

※入札書、封筒の作成例はホームページよりダウンロードしてください。

(2) 入札書の提出期限

令和７年８月２８日（木）午後５時必着

(3) 入札書の郵送における注意事項

- ① 定められた期日までに到着するよう、簡易書留郵便等の配達記録が残る方法により郵送すること。ただし、郵送が困難な場合等においては持参することができるものとする。
- ② 入札書の収受は、社会福祉協議会到着をもって収受とする。入札参加者へ収受を証する書類の発行や返信の電子メールは送信しない。
- ③ 郵送に係る費用は、申請者の負担とする。
- ④ 郵送事故等による未到着の場合や到着期限を過ぎた場合でも、入札に参加することはできない。

(4) 入札書に記入する内容

入札書には、売上額（８％消費税分を除く）に係る割合を小数点第２位まで記載すること。ただし、清涼飲料は、その下限割合を２５パーセントとする。また、紙パックはその下限割合を２０パーセントとする。

5 開札日時及び場所

(1) 日 時 令和７年８月２９日（金）午後２時００分

(2) 場 所 社会福祉法人上尾市社会福祉協議会 仮事務所 プレイルームにて
住所：上尾市本町４－１３－１ 上尾保育所２階（社協仮事務所）

(3) 連絡先 電話：０４８－７７３－７１５５

6 応札が１者の場合の取り扱い
実施する

7 開札方法

(1) 開札方法

- ① 郵便入札の開札に当たっては、原則入札参加者の開札立会を行わず、職員及び立会人（理事）により行う。
- ② 申請者が希望する場合は、入札参加者も開札に立ち会うことができる。代理人が立ち会う場合は、委任状を提出すること。
- ③ 同率での入札となった場合には、くじにて落札者を決定とする。くじの方法は、立会人が商号の五十音順（株式会社等を除く）でくじを引くこととする。
- ④ 上記以外は、通常の入札業務と同様に執行する。

(2) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない設置業者の入札
- イ 入札事項を記載しない入札書による入札
- ウ 最低割合以下の割合を記載した入札書による入札
- エ 同一物件について、2通以上の入札書を投函した設置業者の入札
- オ 入札書の金額欄を訂正した入札
- カ 入札者の記名押印のない入札書による入札
- キ 入札に関し、不正行為があった場合の入札
- ク その他指定以外の方法による入札

8 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、最低割合以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高割合の入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき方が2人以上の場合は、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。
- (3) 落札者には、担当者から電話にて連絡します。
- (4) 入札結果については、ホームページで公表する。

9 質問事項及び回答方法

入札に関する質問は、質問書により電子メールにて提出すること。

Eメール ageo-sh3@mb.inc.ne.jp

- (1) 提出期限 令和7年7月31日（木）から8月8日（金）までとする。
- (2) 回答事項 令和7年8月18日（月）までに、入札参加予定者へ電子メールにより回答する。

10 契約書 要

11 その他

入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがあります。